

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名

: 高濃度リン酸イオン測定試薬 (C) P O₄-4
AT000270

会社名

: 株式会社東洋製作所

住所

: 千葉県柏市高田 1335

担当部署

: 柏工場 品質管理課

電話番号

: 04-7143-2003

FAX 番号

: 04-7143-0684

緊急連絡電話番号

: 上記担当部署

推奨用途及び使用上の制限

: 高濃度リン酸イオン測定

2. 危険有害性の要約

G H S 分類

物理化学的危険性

: 酸化性液体

金属腐食性物質

健康に対する有害性

: 急性毒性 (吸入) 区分 2

皮膚腐食性および刺激性 区分 1

眼に対する重篤な損傷性または眼刺激性 区分 1

生殖細胞変異原性 区分 1

発がん性 区分 2

生殖毒性 区分 2

特定標的臓器毒性 (単回暴露) 区分 1 (呼吸器)

特定標的臓器毒性 (反復暴露) 区分 1 (呼吸器、歯)

ラベル要素

:



注意喚起語

: 危険。

危険有害性情報

: 火災助長のおそれ : 酸化性物質。

金属腐食のおそれ。

飲み込むと有害。

吸入すると生命に危険 (気体、蒸気およびミスト)。

重篤な皮膚の薬傷および眼の損傷。

重篤な眼の損傷。

臓器の障害。

発がん性のおそれの疑い。

遺伝性疾患のおそれ。

生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い。

呼吸器への刺激のおそれ。

長期にわたる、または反復ばく露による臓器の障害。

水生生物に毒性。

注意書き

: すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

安全対策

環境への放出を避けること。

熱、火花、裸火、高温などの着火源から遠ざけること。-禁煙。

応急処置

- 衣類、可燃物などから遠ざげること。
 可燃物との混合を回避するために予防策をとること。
 他の容器に移し替えないこと。
 煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 換気が不十分な場合、呼吸器用保護具を着用すること。
 屋外または換気のよい場所でのみ使用すること。
 取扱い後は汚染か所をよく洗うこと。
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡または保護面を着用すること。
 この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。
 : 火災の場合、指定された消化剤を使用すること。
 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。
 気分が悪いときは、医師の診断、手当てを受けること。
 直ちに医師に連絡すること。
 ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。
 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 皮膚（または髪）に付着した場合、直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。
 皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。
 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
 その後も洗浄を続けること。
 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。
 無理に吐かせないこと。
- : 換気のよい場所で保管すること。
 容器を密閉しておくこと。
 施錠して保管すること。
- : 内容物、容器を地方、国の規則に従って廃棄すること。
 : 酸化性がある物質である。
 有機物、可燃性物質を発火させるおそれがある。

3. 組成、成分情報

单一物質・混合物の区分

: 混合物

物質

成分及び含有量

: 硝酸	9.6 %
メタバナジン酸アンモニウム	0.1 %
モリブデン酸アンモニウム四水和物	4.3 %
水	86.0 %

化学式または構造式

: 硝酸	HNO ₃
メタバナジン酸アンモニウム	NH ₄ VO ₃
モリブデン酸アンモニウム四水和物	(NH ₄) ₆ Mo ₇ O ₂₄ · 4H ₂ O

C A S 番号

: 硝酸 7697-37-2

メタバナジン酸アンモニウム 7803-55-6

モリブデン酸アンモニウム四水和物 12054-85-2

: 硝酸	化審法 1-394
メタバナジン酸アンモニウム	化審法 1-407
モリブデン酸アンモニウム四水和物	毒劇法 劇物

: モリブデン酸アンモニウム四水和物	化審法 一
--------------------	-------

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
直ちに医師の診断、手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。
皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
直ちに医師に連絡する。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
その後も洗浄を続けること。
直ちに医師に連絡する。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。
無理に吐かせないこと。
直ちに医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 周辺設備に適した消化剤を使用する。
この製品自体は燃焼しない。
- 特有の危険有害性 : 加熱すると容器が爆発するおそれがある。
火災によって刺激性、有毒および、または腐食性のガスを発生するおそれがある。
不燃性だが、他の物質の燃焼を助長する。
多くの一般有機化合物と接触すると火災や爆発の危険性がある。
- 特有の消火方法 : 関係者以外は安全な場所に退去させる。
霧状水により容器を冷却する。
- 消防を行う者の保護 : 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置 : 関係者以外は近づけない。
回収が終わるまで充分な換気を行う。
適切な保護具を着用する。
- 環境に対する注意事項
封じ込め及び浄化の方法・機材 : 上水源、河川、湖沼、海洋、地下水に漏洩しないようにする。
漏れた液やこぼれた液を密閉式の容器にできる限り集める。
残留分を炭酸ナトリウムで注意深く中和し、次に多量の水で洗い流す。
おがくず他可燃性物質に吸収させてはならない。
- 二次災害の防止策 : 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。
排水溝、下水溝、地下室、あるいは閉鎖場所への流出を防ぐ。
容器内に水を入れてはならない。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
技術的対策 : 煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。
—禁煙。
衣類、可燃物から遠ざけること。
- 局所排気・全体換気
注意事項 : 排気、換気設備を設ける。
皮膚に触れないようとする。
眼に入らないようとする。
- 安全な取扱い注意事項 : すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
可燃物と混合を回避するために予防策をとること。
屋外または換気のよい場所でのみ使用すること。

保護手袋、保護眼鏡、顔面保護面を着用すること。
 指定された個人用保護具を使用すること。
 取扱い後は手、汚染か所をよく洗う。
 取扱中は飲食、喫煙してはならない。

保管

適切な保管条件

: 換気のよい場所で保管すること。
 容器を密閉しておくこと。
 涼しいところに置き、日光から遮断すること。
 施錠して保管すること。

避けるべき保管条件

: 金属腐食のおそれがある。
 金属容器に保管してはならない。

容器包装材料

: 他の容器に移し替えないこと。.

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

: 設定されていない。

許容濃度

日本産業衛生学会 (1982)

: 2 ppm、5.2 mg/m³。(硝酸)

ACGIH (1992) TWA

: 2 ppm。(硝酸)

ACGIH TWA

: 0.5 mg/m³(R) (モリブデン水溶性化合物として)。
 (モリブデン酸アンモニウム四水和物)

ACGIH (1992) STEL

: 4ppm (上気道および眼刺激、歯腐食)。(硝酸)

設備対策

: 適切な換気のある場所で取扱う。

排気、換気設備を設ける。

洗眼設備を設ける。

手洗い、洗顔設備を設ける。

保護具

呼吸器の保護具

: 排気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

手の保護具

: 保護手袋を着用する。

眼の保護具

: 側面シールド付安全メガネまたは化学品用ゴーグルを着用する。

衛生対策

: 眼、皮膚、衣類につけないこと。

取扱い後は汚染か所をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

取扱い後はよく手を洗う。

9. 物理的及び化学的性質

以下に記載のない項目は、データなし。

物理的状態、形状、色など

: 無色～黄色の液体。

臭い

: 刺激臭がある。

pH

: 強酸性。

10. 安定性及び反応性

反応性

: 水に不安定。(硝酸)

光にあたると一部分解する。(硝酸)

加熱すれば五酸化バナジウムとなる。

(メタバナジン酸アンモニウム)

温めることによって水とアンモニアを失う。

(メタバナジン酸アンモニウム)

空気中に放置すると比較的速やかにアンモニアを失って風化する。(モリブデン酸アンモニウム四水和物)

熱するとアンモニアと水を失って、三酸化モリブデンとなる。

(モリブデン酸アンモニウム四水和物)

化学的安定性	: 加熱すると分解し、窒素酸化物を生じる。(硝酸) 通常の保管条件、取扱い条件において安定である。(メタバナジン酸アンモニウム、モリブデン酸アンモニウム四水和物) 空気中で徐々に水を失う。(メタバナジン酸アンモニウム)
危険有害反応可能性	: 強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質(テルペンチン、炭、アルコールなど)と激しく反応する。(硝酸) 塩基性物質、有機物と激しく反応する。(硝酸) 金属を腐食し、可燃性、爆発性の気体(水素)を発生する。(硝酸) 熱すると分解し、有毒で刺激性のガスを生じる。 (モリブデン酸アンモニウム四水和物)
避けるべき条件	: 光、火源、熱、混触危険物質との接触。
混触危険物質	: 塩基、還元性物質、可燃性物質、有機化合物、食品や飼料。 (硝酸) 強酸化性物質、強酸。(メタバナジン酸アンモニウム) 強酸化性物質。(モリブデン酸アンモニウム四水和物)
危険有害な分解生成物	: 窒素酸化物、水素。(硝酸) 窒素酸化物、アンモニア。(メタバナジン酸アンモニウム) 窒素酸化物、アンモニア。(モリブデン酸アンモニウム四水和物)

1.1. 有害性情報

急性毒性 (経口)	: 区分外。 以下のデータより、メタバナジン酸アンモニウムとして区分3、モリブデン酸アンモニウム四水和物として区分4であるが、本製品のメタバナジン酸アンモニウム含有量が0.1%、モリブデン酸アンモニウム四水和物含有量が4.3%であることから、区分外とした。 [日本公表根拠データ] (メタバナジン酸アンモニウム) ラット LD50=58.1 mg/kg。 [日本公表根拠データ] (七モリブデン酸六アンモニウム無水物) ラットのLD50値として、680mg/kgとの報告(環境省リスク評価第10巻(2012))に基づき、区分4とした。 (四水和物換算: LD50=722mg/kg)。
(吸入)	: 区分2。 以下のデータより、硝酸として区分1、メタバナジン酸アンモニウムとして区分4であるが、本製品の硝酸含有量が9.6%、メタバナジン酸アンモニウム含有量が0.1%であることから、区分2とした。 [日本公表根拠データ] (硝酸) ラットのLC50値(4時間)として、49ppm(産衛学会許容濃度の提案理由書(1982))およびLC50値(30分)として、334ppm(4時間換算値: 118ppm)との報告(ACGIH(7th, 2001)、HSDB(Access on September 2014))がある。 分類ガイドラインに従い、4時間値に基づき、区分1とした。 新たな情報源(ACGIH(7th, 2001)、HSDB(Access on September 2014)、産衛学会許容濃度の提案理由書(1982))を追加し、区分を見直した。 [日本公表根拠データ] (メタバナジン酸アンモニウム) ラット LC50=7.8 mg/m ³ /4H ₀ 。
皮膚腐食性・刺激性	: 区分1。 以下のデータより、硝酸として区分1であり、本製品の硝酸

含有量が 9.6%であることから、区分 1とした。

[日本公表根拠データ] (硝酸)

本物質の液体や蒸気はヒトの皮膚に対して重度の損傷性を示す(ACGIH(7th, 2001))との記載や、短時間のばく露であっても皮膚に対して損傷を与える(DFGOT vol. 3(1992))との記載がある。また、ウサギに本物質の 8%溶液を適用した結果、壊死が見られたとの報告がある(DFGOT vol. 3(1992))。

以上の結果から、区分 1とした。

細区分するための具体的なデータがないため、区分を変更した。なお、本物質は EU DSD 分類において「C;R35」、EU CLP 分類において「Skin Corr. 1A H314」に分類されている。

眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性

: 区分 1。

以下のデータより、硝酸として区分 1、モリブデン酸アンモニウム四水和物として区分 2であるが、本製品の硝酸含有量が 9.6%、モリブデン酸アンモニウム四水和物含有量が 4.3%であることから、区分 1とした。

[日本公表根拠データ] (硝酸)

本物質は角膜に障害を与え、回復性のない視力障害を生じさせる(DFGOT vol. 3(1982))との記載や、ヒトの眼に対して重度の化学火傷を起こし、眼球の縮小、眼瞼癒着、回復性のない角膜混濁から失明に至る(ACGIH(7th, 2001))との記載がある。また、本物質は皮膚腐食性、刺激性で区分 1に分類されている。

以上の結果から区分 1とした。

[日本公表根拠データ](七モリブデン酸六アンモニウム無水物)
本物質は動物の眼に対して刺激性を示すとの記載があることから区分 2(HSDB(Access on September 2015))とした。

呼吸器感作性
皮膚感作性

: データなし。

: 分類できない。

以下のデータより、モリブデン酸アンモニウム四水和物として分類できないことから、分類できないとした。

[日本公表根拠データ](七モリブデン酸六アンモニウム無水物)
データ不足のため分類できない。

なお、ヒト 787 人に対する調査において、本物質 1%溶液に対して皮膚反応が 3 例報告されている(DFGOT vol. 18(2002))。

生殖細胞変異原性

: 区分 1。

以下のデータより、メタバナジン酸アンモニウムとして区分 1B、モリブデン酸アンモニウム四水和物として分類できないが、メタバナジン酸アンモニウム含有量が 0.1%であることから、区分 1とした。

[日本公表根拠データ] (メタバナジン酸アンモニウム)

変異原性が認められた既存化学物質(労働安全衛生法)。

[日本公表根拠データ](七モリブデン酸六アンモニウム無水物)
In vivo では、マウスの優性致死試験で陽性、マウス骨髄細胞の小核試験で陽性(環境省リスク評価第 10 卷(2012)、ACGIH(7th, 2003))との知見がある。

In vitro では、ヒトリンパ球の小核試験、染色体異常試験、姉妹染色分体交換試験でいずれも陽性である(環境省リスク評価第 10 卷(2012)、ACGIH(7th, 2003))。

上記の in vivo 試験の原著を確認した結果、モリブデン酸のアン

モニウム塩については in vivo 試験が行われていない(Titenko-Holland et al., 1998)ことから、これらの in vivo 試験の知見は使用できず、ガイダンスに従い分類できないとした。

発がん性

: 区分 2。

以下のデータより、モリブデン酸アンモニウム四水和物として区分 2 であるが、本製品のモリブデン酸アンモニウム四水和物含有量が 4.3% であることから、区分 2 とした。

[日本公表根拠データ] (七モリブデン酸六アンモニウム無水物)
本物質自体の発がん性に関する情報はない。

ただし、モリブデン酸ナトリウム(CAS 番号 : 7631-95-0)の本項に記述したように、三酸化モリブデンを用いた発がん性試験結果等に基づき、ACGIH は可溶性モリブデン化合物に対する発がん性評価として、A3 に分類した(ACGIH(7th, 2003))。

本物質も可溶性モリブデン化合物に該当し(ACGIH(7th, 2003))、ACGIH の発がん性分類結果が適用可能と考えられる。

よって、本項は区分 2 とした。

催奇形性

: データなし。

生殖毒性

: 区分 2。

以下のデータより、モリブデン酸アンモニウム四水和物として区分 2 であるが、本製品のモリブデン酸アンモニウム四水和物含有量が 4.3% であることから、区分 2 とした。

[日本公表根拠データ] (七モリブデン酸六アンモニウム無水物)
本物質の生殖影響に関する情報はヒト、実験動物ともにない。

しかしながら、本物質は可溶性モリブデン化合物に属し、モリブデン酸ナトリウム(CAS 番号 : 7631-95-0)の毒性情報に基づく分類が可能で、その分類結果を適用することが妥当と考えた。

よって、本項は区分 2 とした。

: 区分 1。

以下のデータより、硝酸として区分 1、モリブデン酸アンモニウム四水和物として区分 3 であるが、本製品の硝酸含有量が 9.6%、モリブデン酸アンモニウム四水和物含有量が 4.3% であることから、区分 1 とした。

[日本公表根拠データ] (硝酸)

本物質は、気道刺激性がある(産衛学会許容濃度の提案理由書(1982)、SIDS(2010)、ACGIH(7th, 2001)、DFGOT vol. 3(1992))。ヒトにおいては、吸入ばく露で咳、頭痛、吐き気、胸痛、呼吸困難、気管支収縮、呼吸器障害、肺水腫、経口ばく露で口腔、食道、胃の腐食壊死、肺炎が報告されている(SIDS(2010)、ACGIH(7th, 2001)、DFGOT vol. 3(1992))。

実験動物では、ラットの 8ppm(0.02mg/L)の吸入ばく露で、気道の広範な炎症、鼻炎、気管支炎、肺炎(SIDS(2010))、49ppm(0.12mg/L)で肺浮腫の報告(産衛学会許容濃度の提案理由書(1982))がある。

これらの症状は区分 1 に相当する範囲の用量で認められた。

以上より、本物質は呼吸器に影響を与えることから、区分 1(呼吸器)とした。

本物質は腐食性物質のため局所影響を与えると考えられ、ヒトにおける口腔、食道、胃を標的臓器に含めなかった。

[日本公表根拠データ] (七モリブデン酸六アンモニウム無水物)
本物質は気道刺激性がある(DFGOT vol. 18(2002)、ACGIH(7th,

2003))ことから、区分3(気道刺激性)とした。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

: 区分1。

以下のデータより、硝酸として区分1、モリブデン酸アンモニウム四水和物として区分2であるが、本製品の硝酸含有量が9.6%、モリブデン酸アンモニウム四水和物含有量が4.3%であることから、区分1とした。

[日本公表根拠データ] (硝酸)

硝酸に職業的に吸入ばく露された32名のうち3名に歯の歯牙浸食(対照群は293例中発症なし)がみられた(SIDS((2010)、ACGIH(7th, 2001)、DFGOT vol. 3(1992))との記述、ならびに硝酸の蒸気およびミストへの反復ばく露により、慢性気管支炎を、さらに重度のばく露症例では化学性肺炎を生じるとともに、歯牙、特に犬歯および切歯を浸食する(ACGIH(7th, 2001)、DFGOT vol. 3(1992))との記述がある。

実験動物では本物質反復ばく露による試験結果はない。

以上、ヒトにおける職業ばく露例の知見に基づき、区分1(呼吸器、歯)に分類した。

[日本公表根拠データ](七モリブデン酸六アンモニウム無水物) ヒトに関するデータはない。

実験動物では、ラットを用いた8週間強制経口投与毒性試験において、区分2の範囲である80mg/kg/day(90日間換算値:約50mg/kg/day)で体重増加抑制、腎臓の絶対重量減少、腎臓の相対重量増加、尿量増加、尿中のクレアチニン量増加、クレアチニクリアランスの低下、遠位尿細管からの尿中逸脱酵素(カリクレイン)排泄の増加がみられている(環境省リスク評価第10巻(2012))。

本物質については腎臓の器質的变化がみられないが機能に影響がみられること、また、類縁物質であるモリブデン酸ナトリウム塩では器質的变化がみられていることから、区分2(腎臓)とした。

吸引性呼吸器有害性

: データなし。

1.2. 環境影響情報

生態毒性

水生毒性

: 水生生物に有害。(酢酸)

水性毒性(急性)

: 区分外。

以下のデータより、硝酸として区分3であるが、本製品の硝酸含有量が9.6%であることから、区分外とした。

[日本公表根拠データ]

魚類(カダヤシ)の96時間LC50=72mg/L(SIDS, 2010)であることから、区分3とした。

: 区分外。

以下のデータより、硝酸として区分外であることから、区分外とした。

[日本公表根拠データ]

信頼性のある慢性毒性データが得られていない。

硝酸は天然物として広く存在し、塩の毒性試験の結果からは急性毒性はpH低下が悪影響の要因であることが知られている。

硝酸イオン濃度が高い場合には有害な作用があることが知られているが、慢性区分の1mg/Lの濃度では概ね毒性は発現しない

水溶解度	と考えられていることから区分外とする。
残留性/分解性	: 混和する (ICSC, 2006)。
生体蓄積性	: データなし。
土壤中の移動性	: log Pow=-0.21 (ICSC, 2006)。
オゾン層有害性	: 物理化学的性質からみて水域、土壤環境に移動する可能性がある。(メタバナジン酸アンモニウム)
	: データなし。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 環境への放出を避けること。 内容物、容器を地方、国の規則に従って廃棄すること。 廃棄の前に可能な限り無害化、安定化および中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方自治公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。
汚染容器及び包装	: 容器は清浄して関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

1 4. 輸送上の注意

国連分類および国連番号	
番号	: 2031。 (硝酸) 2859。 (メタバナジン酸アンモニウム)
国連分類 (輸送における危険有害性クラス)	: 8。 (硝酸) 6. 1。 (メタバナジン酸アンモニウム)
容器等級	: II。
指針番号	: 137。 (硝酸)
特別規定番号	: A1。 (硝酸)
特別の安全対策	: 食品、飼料と一緒に輸送してはならない。(硝酸)
バルク輸送における MARPOL 条約附属書 II	: 有害液体物質 (Y類)。(硝酸)
改訂有害液体物質及び IBC コード	硝酸。

1 5. 適用法令

当該製品に特有の安全、健康、および環境に関する規則／法令	
毒物及び劇物取締法	: 効物 (第2条別表2)。 硝酸(60%) (法令番号51)。
労働安全衛生法	: 特化則 特定化学物質 第3類。 硝酸。 有機溶剤等に該当しない製品。 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物。 名称表示危険、有害物。 硝酸。 モリブデン酸アンモニウム四水和物。 名称通知危険、有害物。 硝酸。 モリブデン酸アンモニウム四水和物。 腐食性液体 (規則第326条)。 硝酸。

化学物質管理促進（PRTR）法	: 第1種指定化学物。 メタバナジン酸アンモニウム。 モリブデン酸アンモニウム四水和物 99%。
消防法	: 該当しない。
化審法	: 該当しない。
船舶安全法	: 腐食性物質 分類8。(硝酸)
航空法	: 腐食性物質 分類8。(硝酸) 積載禁止。
大気汚染防止法	: 有害大気汚染物質(中環審第9次答申)。 モリブデン酸アンモニウム四水和物。
水質汚濁防止法	: 有害物質。 硝酸。 法令番号 26 : C 100mg-(40%アンモニア性+亜硝酸性+硝酸性)窒素/liter。 指定物質。 モリブデン酸アンモニウム四水和物。 法令番号 46。
適用法規情報	
水道法	: 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)。
海洋汚染防止法	: 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)。
港則法	: その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)。
道路法	: 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)。
労働基準法	: 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)。
外国為替及び外国貿易法	: 輸出貿易管理令別表第1の16の項。

1.6. その他の情報

本データシートの記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険・有害等に関して、保証をするものではありません。

また、注意事項は、通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いの場合は、用途・用法に適した安全対策を実施の上、安全性を確認してからご利用ください。